

平成 23 年 1 月 15 日

# 行政書士 <sup>すずき</sup> 鱈 弥生の情報発信

NO.4



2011 年が始まりましたね。楽しいお正月を過ごされましたか？

日本の将来は、景気の低迷、高齢社会、増税、近隣諸国からの脅威など、明るい未来というわけにはいかないでしょうが、みんなで力を合わせて、乗り切っていきましょう！！

今回のテーマは、離婚時の公正証書作成についてです。

## 離婚問題は、お金に関すること！！

離婚の 90%は協議離婚といわれています。協議離婚の場合、お互いが納得すれば、どのような条件でも離婚することは可能ですが、よく問題になるのは、財産分与（年金分割含む）養育費、慰謝料の 3 つです。まさに「**お金**」に関することです。

## 財産分与

預貯金、有価証券（株式、債券など）、不動産などがメインです。これらの中で、婚姻期間中に取得したものについては、名義に関係なく、夫、妻で分割することになります。

夫名義のマンションも財産分与の対象になります。

分割割合ですが、共働き夫婦については、半々というのが定着しております。

問題なのは、妻が専業主婦の場合です。以前は、夫7：妻3 というのが主流でしたが、最近の判例（離婚裁判での判決）では、専業主婦でも半々というのが主流になりつつあります。調停では、判例の傾向をふまえつつ、ケースバイケースで判断されています。

## 年金分割

妻から夫に年金の分割を請求できます。割合は、最大で2分の1までです。

年金分割については、次回の情報発信で詳しくお伝えしたいと思います。

## 養育費

養育費の相場は、いくらでしょうか。

よく利用されるのが、東京、大阪の裁判官が共同研究した「養育費算定表」です。

親の年収と子どもの人数、年齢によって、おおよその金額が出されています。

例えば、夫サラリーマン 年収 600 万円 妻 専業主婦の場合

14 歳以下の子ども 一人 養育費 6～8 万円

〃 二人 養育費 8～10 万円 となっています。



## 慰謝料

慰謝料は、離婚原因を作った側が精神的苦痛を受けた側に支払う賠償金のことです。例えば、夫の不倫が原因で離婚することになった場合には、妻は夫に対して慰謝料を請求できますが、お互いの性格の不一致が原因で離婚するような場合には、慰謝料は発生しません。



夫の不倫相手にも慰謝料を請求することは可能です。共同不法行為といって、夫と不倫相手が共同で妻に不法行為をはたらいたという考え方です。

ただし、慰謝料は、2人に請求すれば倍額もらえるというものではありません。

300万円の慰謝料を、夫一人に300万円請求することも可能ですし、夫と不倫相手に150万円ずつ請求することもできるというだけです。(割合を変えてもOK)

## 離婚協議書は具体的に！

夫婦で話し合った内容を文書（離婚協議書と言われることが多い）にし、それを公正証書にしておけば、安心です。

私が離婚協議書作成のご依頼を受けた場合、最も注意するのは、できるだけ具体的に書くということです。

例えば、養育費の場合、毎月の養育費以外にも、進学時（中学、高校、大学など）には、夫から、いくら支払ってもらえるかも決めておきます。

具体的な金額が書けない場合でも、「～の負担割合は2分の1ずつとする」というように負担割合は必ず記載しておきます。

よくあるパターンで、「～は、別途二人で協議する」という文言がありますが、離婚すれば赤の他人、元夫も新しい生活のためにお金は使いたいと思うもの、そう簡単には支払ってくれないと思ってください。

以前、知り合いの行政書士が、妻の希望通りに、夫に対して高額な養育費を請求する離婚協議書を作成したそうです。妻から、それを見せられた夫は、夜逃げしてしまったそうです。何事もほどほどということでしょうか。

## 公正証書は強制執行ができる

公正証書にすれば、費用がかかるので、離婚協議書だけではだめですかというご質問があります。

夫から妻への支払いが一括で終了し、支払ってもらえることが確実である場合には、公正証書は必要ないでしょう。

一方、養育費など、支払いが長期間に渡るものや、財産分与、慰謝料を分割払いで受け取る場合には、必ず公正証書にされたほうがよいと思います。

公正証書のメリットは、相手が約束通り支払わなかったときに、相手の給与財産などに強制執行をかけることができることです。

公正証書の中に強制執行認諾約款（きょうせいしっこうにんだくやっかん）の文言を入れておきます。読み方は難しいですが、簡単に言うと、夫が約束通りに支払わなかった場合には、強制執行を受けることに同意しますという意味です。

## 公正証書は、公証役場で

公正証書は公証役場で作成します。当事務所にご依頼いただくと、離婚協議書作成、公証人との打ち合わせなどをすべて行いますので、ご依頼人の方は、当日、公証役場に出向くだけで、公正証書を作成できます。時間も10分くらいで終了します。

また、公証役場にも行きたくないという方は、代理作成が可能ですので、公証役場に出向く必要もありません。

公正証書の作成費用は、財産価額によります。（養育費や財産分与などの項目ごとに必要です。）別紙青字を参照にしてください。（保存版）

### 当事務所の費用

公正証書作成お任せパック → 63,000円      代理作成 → 一人につき 10,500円

最後までお読みいただき、ありがとうございます！！

今後も、みなさまのお役に立つ情報を提供してまいりますので、よろしくお願いいたします。

### ご相談内容

- ・相続が発生した
- ・相続の予備知識を持ちたい
- ・遺言を書きたい
- ・後見制度について知りたい
- ・離婚を考えている
- ・交通事故にあった
- ・悪質商法に引っかかったかも？
- ・自分で会社を興したい
- ・契約を結びたい

### ◆行政書士6年 主婦16年 情報発信の行政書士◆

鱸（すずき）行政書士事務所  
行政書士 鱸 弥生

---

〒659-0051 芦屋市 呉川町 18-2-201

TEL 0797 — 34 — 6202 FAX 0797-34-6203

携帯 090 — 7362 — 8523

H P <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail [info@suzuki-gyousei-office.com](mailto:info@suzuki-gyousei-office.com)

ブログ <http://suzuki-gyousei-office.com/blog/>

---

◆公正証書作成費用 (日本公証人連合会ホームページより抜粋)

(目的財産の価額)	(手数料の額)
100万円まで	5000円
200万円まで	7000円
500万円まで	11000円
1000万円まで	17000円
3000万円まで	23000円
5000万円まで	29000円
1億円まで	43000円

1. 1億円を超える部分については  
1億円を超え3億円まで 5000万円毎に 1万3000円  
3億円を超え10億円まで5000万円毎に 1万1000円  
10億円を超える部分 5000万円毎に 8000円  
がそれぞれ加算されます。
2. 上記の基準を前提に、具体的に手数料を算出するには、下記の点に留意が必要です。
  - ①財産の相続又は遺贈を受ける人ごとにその財産の価額を算出し、これを上記基準表に当てはめて、その価額に対応する手数料額を求め、これらの手数料額を合算して、当該遺言書全体の手数料を算出します。
  - ②遺言加算といって、全体の財産が1億円未満のときは、上記①によって算出された手数料額に、1万1000円が加算されます。
  - ③さらに、遺言書は、通常、原本、正本、謄本と3部作成し、原本を公証役場に残し、正本と謄本を遺言者にお渡ししますが、これら遺言書の作成に必要な用紙の枚数分(ただし、原本については4枚を超える分)について、1枚250円の割合の費用がかかります。
  - ④遺言者が病気又は高齢等のために体力が弱り公証役場に赴くことができず、公証人が、病院、ご自宅、老人ホーム等に赴いて公正証書を作成する場合には、上記①の手数料が50%加算されるほか、公証人の日当と、現地までの交通費がかかります。